

令和8年2月5日開催

第 17 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第17回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月5日(木) 午後4時00分

2. 開催場所 静内 ピュアプラザ2階

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	欠
	3番	西村 和夫	欠
	4番	佐竹 学	出
	5番	前田 宗将	出
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	欠

4. 出席事務局職員

事務局 長	渡辺 英樹
事務局 長 補 佐	神谷 貴史

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

報告第1号 現況証明下附願いに対する発給の専決処分について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

議案第4号 現況証明下附願いに対する発給にいて

議案第5号 買受適格証明願いに対する発給について

議案第6号 令和7年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否について

追加議案

議案第7号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それではこれより、令和8年2月5日招集、第17回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>今日は、金森会長が欠席されておりますので、土居職務代理者に議事進行をお願いします。土居職務代理、よろしく願いいたします。</p>
会長代理	挨拶
議長	まず、議事録署名委員について議長から指名させていただきます。
議長	それでは、議事録署名委員は、4番佐竹委員、6番三木田委員をお願いいたします。
議長	報告第1号、現況証明下附願いに対する発給の専決処分についてを、議題といたします。順位1番について、事務局報告して下さい。
事務局	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。発給件数は1件です。</p> <p>【報告第1号順位1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番については、住宅連担している都市計画区域内の農地であり、地目整理をし処分するため急を要することから会長専決により証明を発給しております。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、住宅連担しており非農地はやむ得ないとのご意見をいただいております。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第1号順位1番について、これを報告どおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第1号順位1番については、報告どおり承認することと決定しました。
議長	議案第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを、議題とします。順位1番について、事務局説明して下さい。
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。申請件数は1件です。</p> <p>【議案第1号順位1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番に係る農用地について貸借契約しておりましたが、両者合意による解約が成立しておりますので、ご審議願います。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号順位1番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号については、許可相当と決定します。
議長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。順位1番から3番について、事務局説明して下さい。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。申請件数は3件です。

	<p>【議案第1号順位1番から3番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、近隣農業者の所有する農地を借受けし、学校行事で作付けするため、申請がありました。</p> <p>順位2番は親の農地を使用貸借し、営農したため、申請がありました。</p> <p>順位3番は親の農地を受贈し、営農したため、申請がありました。</p> <p>なお、順位1番から3番については、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号順位1番から3番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号から3番については、許可相当と決定します。
議長	次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等推進計画(案)の承認についてを、議題とします。
事務局	<p>順位1番から21番について、事務局説明して下さい。</p> <p>それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農用地利用集積等促進計画(案)は21件です。</p> <p>【議案第3号順位1番から21番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番から8番は、所有権移転の案件となります。</p> <p>取得理由は、経営規模拡大のため、離農農家より農地を取得するものでございます。</p> <p>順位9番から21番は、利用権設定の案件となります。</p> <p>順位9番及び10番は、営農効率向上のため、構成員所有農地を借受け営農するためでございます。</p> <p>順位11番から15番は、営農効率向上のため、離農農家の農地借受け営農するためでございます。</p> <p>順位16番から21番は、営農効率向上のため、近隣農家の農地借受け営農するためでございます。</p> <p>順位9番から21番は全権契約の更新です。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号順位1番から21番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号順位1番から21番については、許可相当と決定します。
議長	次に議案第4号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。
事務局	<p>議案第4号順位1番から3番について、事務局説明してください。</p> <p>それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。申請件数は3件です。</p> <p>【議案第4号順位1番から3番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番については、すでに住宅が建っていて宅地となっており、ここを地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、すでに住宅が建っており、非農地はやむ得ないとの意見をいただいております。</p> <p>順位2番については、長年肥培管理されず農地に復旧することが困難な農地であるため、地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、農地に復旧することが困難であり、非農地はやむ得ないとの意見をいただいております。</p> <p>順位3番については、すでに住宅が建っていて宅地となっており、ここを地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、すでに住宅が建っており、非農地はやむ得ないとの意見をいただいております。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号順位1番から4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号順位1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に議案第5号、買受適格証明願いに対する発給についてを議題とします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。申請件数は3件です。 【議案第5号順位1番から3番を議案書をもとに説明】 順位1番から3番について、競売に参加するため買受適格証明発給の申請がありました。順位1から3番の申請者は、買受適格証明の発給条件に適合しておりますのでご審議願います。また、競売落札者は裁判所に農地法3条の許可を提出することとなっておりますので、併せて落札者に3条の許可をすることとなります。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号順位1番から3番については、買受適格証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号順位1番から3番については買受適格証明を発給することと決定いたします。
議長	次に議案第6号、令和7年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明の発給の適否についてを議題とします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。 本件は、贈与税等の納税猶予の適用を受けるため、農業を引き続き行っている旨の申請書が提出された際に、営農証明の発給をすることになりますが、その適否について審議を願うものです。農地の一括生前贈与により、贈与税等の納税猶予・徴収猶予を受けられる方が、継続してその猶予を受けるために3年ごとに継続届出の手続きするもので、営農していることが要件の1つとなっております。該当者については、現在も営農しておりますことから、発給できるものと考えますのでご審議願います。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	質疑等ありませんので、これを許可相当と決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	これを許可相当と決定いたします。
議長	次に追加議案第7号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを議題とします。
事務局	それでは、議案第7号の議案書をご覧ください。農用地変更申請(除外)が1件です。
事務局	申請地は、長年採草放牧地として利用していないため、植林し山林として管理したいため計画変更するものです。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	質疑等ありませんので、これを許可相当と決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	これを許可相当と決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし) (終了時刻 午後5時00分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和7年12月9日(議事録調製日 令和7年12月19日)

新ひだか町農業委員会会長
職務代理人

㊞

議事録署名委員

㊞

議事録署名委員

㊞